

令和8年度 志川集会所解体工事

図面番号	図面名称	縮尺
A - 00	表紙	—
A - 01	工事概要及び特記仕様書（１）	—
A - 02	特記仕様書（２）・付近見取図	—
A - 03	特記仕様書（３）	—
A - 04	配置図	1/100
A - 05	平面図	1/50
A - 06	立面図・仕上表	1/100
A - 07	写真表	—

工 事 概 要 及 び 特 記 仕 様 書

1. 工 事 名	令和8年度 志川集会所解体工事				※施工体制台帳に記載すべき事項 ○建設業法第24条の8第1項及び同施工規則14条の2に掲げる事項
2. 工 事 場 所	千曲市大字八幡2506番地5				○安全衛生責任者、安全衛生推進者、雇用管理責任者、監理技術者、主任技術者他
3. 工 事 概 要	・木造平屋建ての志川集会所を解体する工事（基礎、土間、設備配管等の地中埋設物を含む） ・解体により発生した廃棄物の運搬処分 ・上下水設備の撤去（給水量水器移設、宅内給水・雑排水・汚水配管・宅内樹の撤去） ・建物解体、敷地不陸整正のうえ、整地を行う工事 ・上記に付帯した工事				・施工体制台帳及び施工体系図の写しを監督員に提出すること。 ・受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証書を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。 ・受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請業者の建退共制度への加入並びに、共済証紙の購入及び貼付を促進するよう努めること。 ・請負代金額が 800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を契約締結後 1 か月以内に発注者に提出すること。なお、建退共対象労働者を使用しない場合等は、あらかじめその理由を書面により申し出ること。 ・監督員及び千曲市担当課職員等関係者と打合せを行い、安全対策、養生等の必要な措置を講じること。 また、これらに関する費用は受注者の負担とする。 ・施設利用者等第三者災害の防止の為に必要な措置を講じること。 ・工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。 ・工事用足場上の作業においては、関係法令等を遵守し、適切に墜落制止用器具を使用すること。 ・安全教育等は、工事期間中に月一回以上実施し、その結果は工事日誌へ記録するほか写真等も整理のうえ提出すること。なお、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。 ・解体工事に起因して石碑等の存置物、隣地等の工作物に損傷を与えた場合、その費用は受注者が負担するものとする。 ・工事を行う際は、周辺環境への影響を配慮するため、受注者の負担により粉塵測定及び振動測定を行うこと。 ・施工計画書に次の事項について方法等を具体的に記載し遵守すること。また、下請事業者へも徹底すること。 (1)建設発生土及び資機材（以下「資機材等」という。）の積載重量の確認。 (2)飛散防止処置の徹底。 (3)さし枠装着車などの不正改造した車両や、不表示車両等の使用禁止。 ・公共工事における環境配慮については、ISO14001による「千曲市公共事業環境配慮マニュアル」及び本特記仕様書により環境配慮に努める。 ・施工計画書中の環境対策の項目に環境配慮事項を記載し、現場においては特に環境に配慮するものとする。 ・環境配慮のため、環境負荷を低減できる材料を選定するよう努めること。 ・環境配慮のため、使用する建設機械は環境負荷の少ない低騒音、低振動、排ガス対策のものとする。 ・屋内で使用する材料は、揮発性有機化合物（VOC）の放散による健康への影響に考慮し選定すること。 ・熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。 ・木材（木材を原料として使用している製品を含む。）でグリーン購入法に定められている品目に該当するものについては、グリーン購入に基づき材料を選定するよう努めること。 ・監督員及び千曲市担当課職員と工程に関する打合せを綿密に行い、安全管理を徹底すること。
4. 共 通 仕 様 書	「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修				⑩ 建設業退職金制度について
5. 一 般 共 通 事 項	① 使用材料 ② 工事用電力・用水等 ③ 施工計画書 ④ 諸官庁手続 ⑤ 保険 ⑥ 被害届等 ⑦ 工事実績情報の登録 ⑧ 下請契約における市内業者の活用について ⑨ 施工体制台帳関係	・本工事に使用する材料は全て新品とする。千曲市で指定のあるものは、それに従うものとする。 ・本工事に必要な工事用電力・用水等に要する費用は全て受注者の負担とする。 ・契約後速やかに施工計画書を提出し、監督員の承諾を得るものとする。 ・本工事は解体であるため、監督員、千曲市担当課職員、施設職員と綿密に打ち合わせを行い、施工計画を立てること。 ・官公庁への手続きは本工事に含むものとし、受注者がこれを行うものとする。 ・工事期間中、受注者の責任において火災保険・労災保険等工事用保険に加入し、その費用は受注者が負担するものとする。 ・法定外の保険への加入について 1) 受注者は工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。 2) 前項で定める保険契約を締結した時は、その証券の写しを速やかに監督員に提出すること。 ・暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。 ・工事請負額が500万円以上の工事については、工事実績情報（工事カルテ）の登録をすること。 ・登録する場合は、あらかじめ監督員の確認を受け、次に示す期間内に登録の手続きを行うこと。 (1)工事受注時 契約締結後10日以内 (2)登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内 (3)工事完成時 工事完成後10日以内 ・受注者は、下請契約による施工とする場合は、市内業者を活用するよう特段の配慮をするものとする。 ・受注者は、下請金額に関らず全ての工事について、建設業法に定める施工体制台帳とそれに関わる書類及び施工体系図を作成し、工事期間中工事現場に備え付けること。 施工体系図は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。 ・受注者が契約する下記の業種についても、施工体制台帳及び施工体系図に記載すること。 ①ダンプ運転手(運搬のみを除く) ②1日で完了する請負契約、小額な作業・雑工・労務のみの単価契約の請負契約のもの ③クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っているもの ④クレーン等の業種オペレーターを、機器と一緒にリース会社から借り上げる場合のもの ⑤他の会社から応援車を借上げ、請負契約を締結した場合のもの（臨時雇用関係である場合を除く）			⑪ 安全管理・養生 ⑫ 過積載の禁止 ⑬ 環境対策 ⑭ 工程管理 ⑮ 立会検査 ⑯ 工事範囲 ⑰ 工事用足場 ⑱ 工事用資材等の調達について

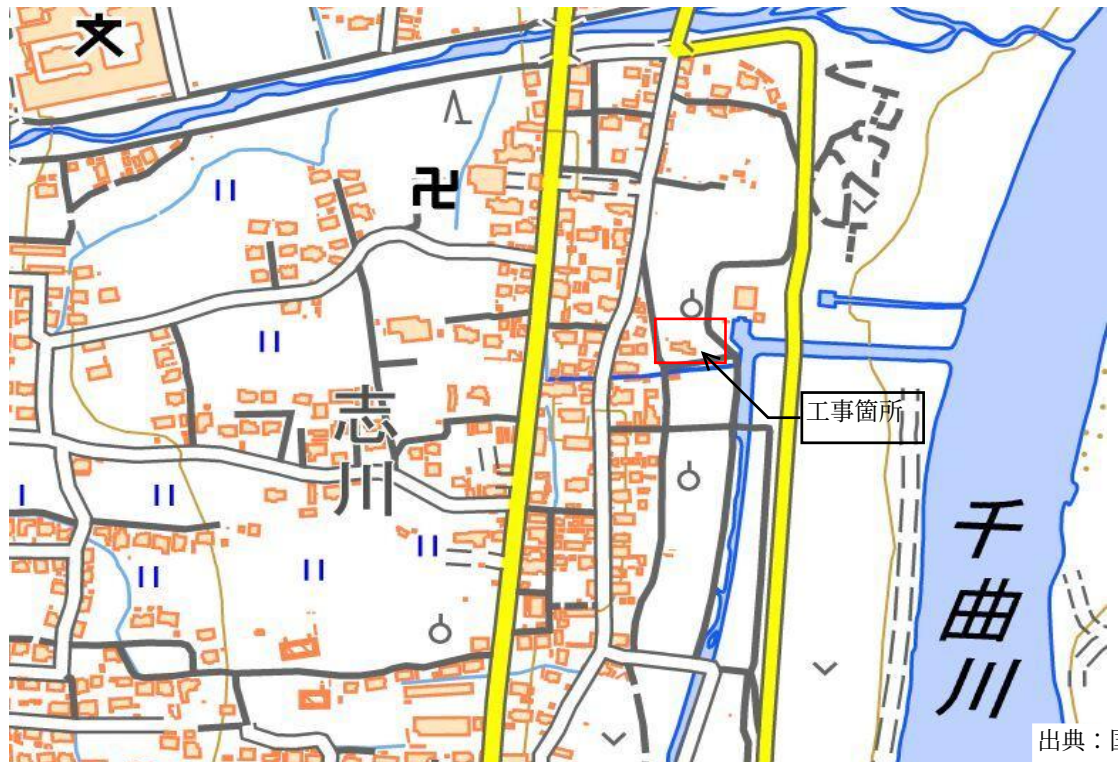
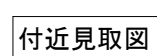
工事名称	図面名	縮尺	作成年月日	備 考	 千 曲 市	図面番号
令和8年度 志川集会所解体工事	工事概要及び特記仕様書(1)	—	修正年月日			A - 01

- ⑭ 工事用資材の市内又は県内生産品の優先使用について
 - ・受注者は、本工事に使用する材料については、規格品・品質等の条件を満足するものについては、市内又は県内において製造若しくは加工された資材を優先して使用するよう努めるものとする。
 - ⑮ レディーミクストコンクリート製造工場の選定について
 - ・受注者は、Ⅰ類コンクリートの製造工場を、JIS マーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者（コンクリート主任技士等）が置かれ、良好な品質管理が行われている工場（全国品質管理監査会議の策定した統一基準に基づく監査に合格した工場等）から選定すること。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
 - ⑯ 発生材処分
 - ・解体に伴う発生材は事故原因とならぬよう出来るだけ速やかに場外へ搬出処分すること。
 - ・廃棄物の処理にあたって、受注者が自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき自らが廃棄物の処理運搬をして自社の処分場で処理するか、または知事の許可を取得している処分業者へ処分を委託すること。また、廃棄物の処分を下請人に委託するときは、法に基づく産業廃棄物の収集・運搬及び処分を業として知事の許可を取得している者に委託することとし、施工計画書に当該許可の写し及び委託契約書の写し（表裏面共）を添付のうえ提出すること。
 - ・再生可能なものについては、再生資源としての利用促進を図るため、資格のある中間処理業者に処理を委託すること。なお、竣工したときは、処分状況の写真（中間処理にあつては、中間処理状況の写真）及び日報並びに発生材集計表を提出し、排出業者が保管することになっているマニフェストシステムによるA票、B2票、D票及びE票を提示すること。
 - ・金属くずのマニフェスト数量を集計する場合は、鉄くず、干地くずを分けて集計すること。
 - ・再生資源利用等計画書・実施書
 - a 施工計画書にあわせて「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を提出し、工事現場で公衆に見えやすい場所へ掲示する。
 - b 竣工時に「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、提出する。
 - c 作成は指定されたシステムにより行い、実施書はデータの入力された電子媒体を添付する。
 - d 対象工事は下表のとおりとする。

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
<p>次の何れか1つでも満たす建設資材を搬入する工事</p> <p>1 土砂・・・・・・・・・・500m3以上</p> <p>2 碎石・・・・・・・・・・500 t 以上</p> <p>3 加熱アスファルト混合物・・200 t 以上</p>	<p>次の何れか1つでも満たす建設資材を搬入する工事</p> <p>1 土砂・・・・・・・・・・ 500m3以上</p> <p>2 コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材</p> <p>合計200 t 以上</p>

- ②② 清掃・片付け
 - ・工事中は常時片付け及び清掃を心掛け、発生材及び塵芥が飛散もしくは堆積しないよう注意する。
 - ②③ 疑義等
 - ・設計図書に明記の無い事項で疑義を生じたときは、監督員と協議して、その指示に従うこと。
 - ②④ 施工図の取扱い
 - ・施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用权は、発注者に移譲する。
 - ②⑤ 設計図CADデータについて
 - ・本工事の設計図CADデータを貸与する。貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。
 - ②⑥ 完成写真の著作権の権利等について
 - ・受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とすること。
 - a 完成写真は、市が行う事務並びに市及び市が認めた公的機関の広報に、無償で使用する事ができる。この場合において、著作権名を表示しないことができる。
 - b 以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
 - ア 完成写真を公表すること。
 - イ 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - ②⑦ 工事写真撮影要領
 - ・着手前及び完成後の撮影部位は、同方向同位置とする。（撮影箇所については監督員の承諾を得ること）
 - ・工事施工中の撮影
 - a 撮影段階は養生、解体撤去の前後、発生材の処分状況、各種試験の実施状況、JIS規格のあるものはその表示部分、施工後に隠蔽となる部分、その他監督員の指定した部分とする。

- b 施工管理の確認において重要となるので、工事完了後目視できなくなる箇所に重点をおいて、部位・施工略図及び寸法を記入した小黒板を入れて撮影することとし、必要に応じてスケール等で寸法が判別できるようにする。
- c 仮設物（掲示物、仮囲い、仮設トイレ等）、安全管理（作業員の保護具着用等）、作業ミーティング、安全教育実施状況等についても撮影すること。
- ・写真のサイズ及び整備
- a 工事中に撮影する写真は工程順に撮影箇所等を記入して整理する。
- b 写真は原則としてカラーサービサイズ版とし工事写真帳に整理し提出するか、指定用紙に印刷して提出する。
- ⑳ 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況
- ・本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
- ・調達検討資材は監督員と協議するものとする。
- a 協議にあたり以下の書類を添付すること。
- ア ナフサ由来製品であることが確認できる資料（カタログ、メーカー資料等、メーカー聞き取りでも可）
- ・別途調達経費が必要となり設計変更を行う場合とは、以下を想定している。
- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（別途調達経費を含む）
- ・受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。



出典：国土地理院

工事名称 令和 8 年度 志川集会所解体工事	図面名 特記仕様書(2)・付近見取図	縮尺 —	作成年月日	備 考	千 曲 市	図面番号 A - 02
			修正年月日			

②9 その他

- ・工事表示板を1箇所設置する。

工事名 00年度 0000000000000000I事

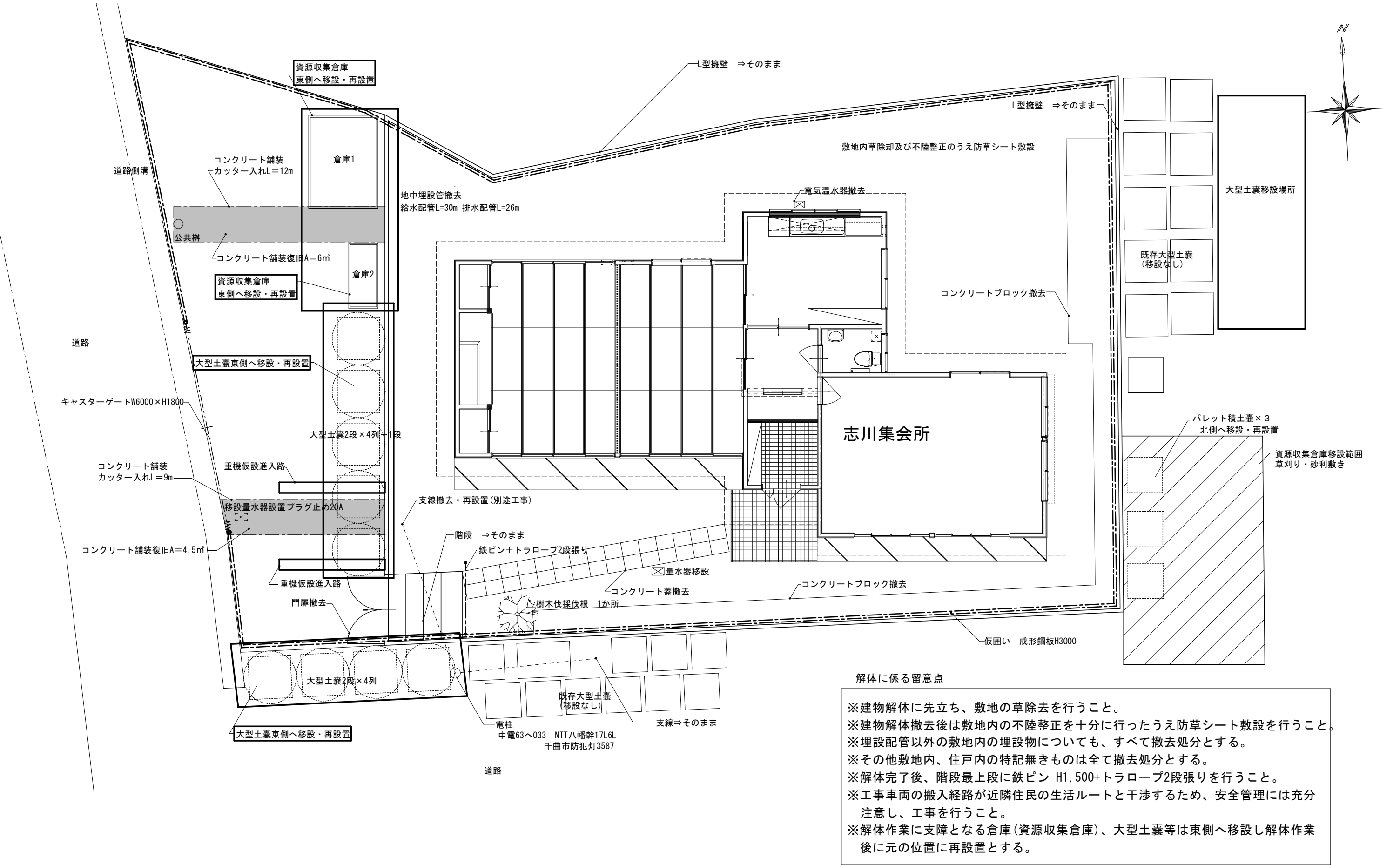
事業主体 千 曲 市

受注者 0000000

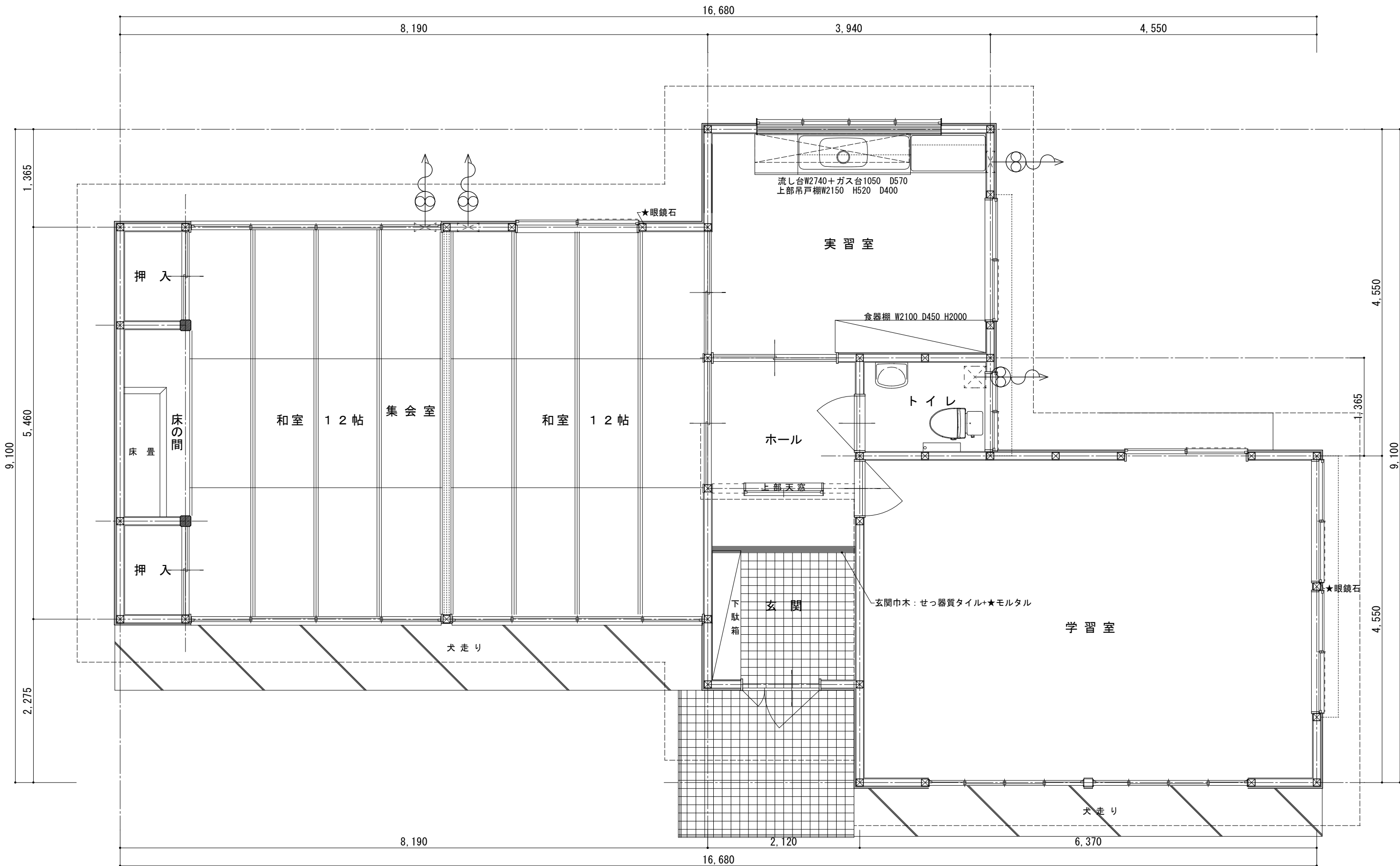
TEL 000-0000

大きさ 9 0 cm × 6 0 cm 横書き
白地 黒文字 (角ゴシック体)

- ・石綿含有建材の撤去工事について
 - a 石綿障害予防規則第3条第3項の規定による掲示を行うこと。
 - b 石綿等取扱いについて、防護服の装着を行うこと。
 - c 石綿含有建材を撤去する際は、周囲への飛散防止のため、軒先・ケラバより内側を養生シートにて囲うこと。なお、撤去作業の際は、湿潤化处理を行うこと。
 - d 石綿含有廃棄物は、他の廃棄物と分けて、袋詰め又はシートで密閉し集積すること。
- ・竣工時提出書類 [提出部数は1部] ※詳細は監督員から指示するものとする
 - ・工程表（計画及び実施）
 - ・仮設計画図
 - ・施工計画書（総合及び各工種）
 - ・完成図
 - ・工事写真
 - ・工事日誌
 - ・工事打合せ簿
 - ・施工図
 - ・報告書
 - ・各種証明書
 - ・その他



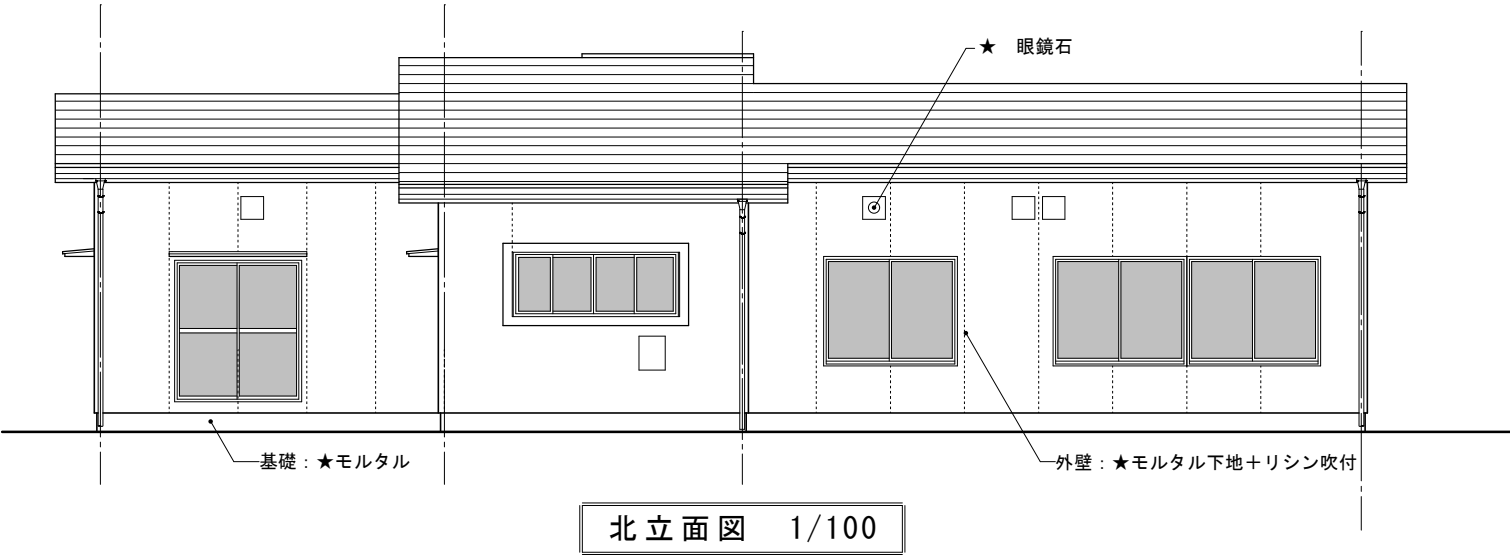
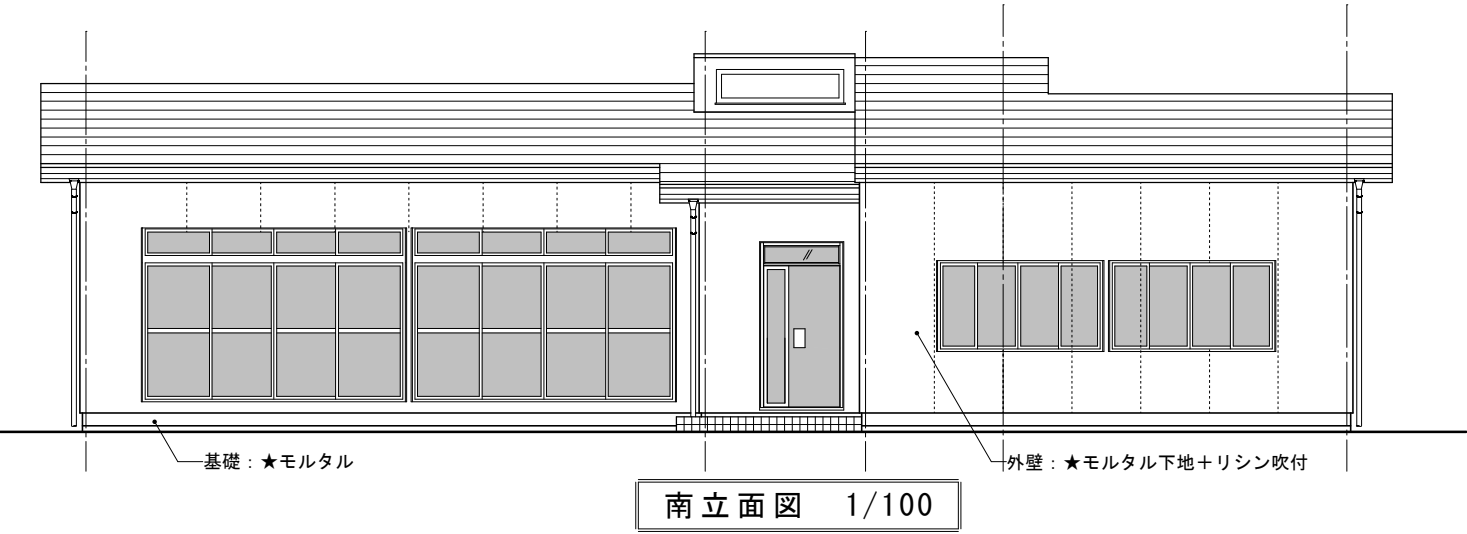
<div>配置図 1/100</div> <div>==== : 仮囲い 成形鋼板H3000 ⊕ ⊖ ⊕ ⊖ : 仮門：キャスターゲート W6000×H1800</div>					
工事名称 令和8年度 志川集会所解体工事	図面名	縮尺	作成年月日	備 考	千 曲 市
	配 置 図	1/100	修正年月日		
					図面番号 A - 04



平面図 1/50

★：アスベスト含有建材を示す。

工事名称	図面名	縮尺	作成年月日	備考	千曲市	図面番号
令和8年度 志川集会所解体工事	平面図	1/50	修正年月日			A - 05



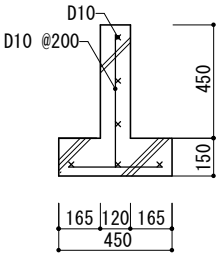
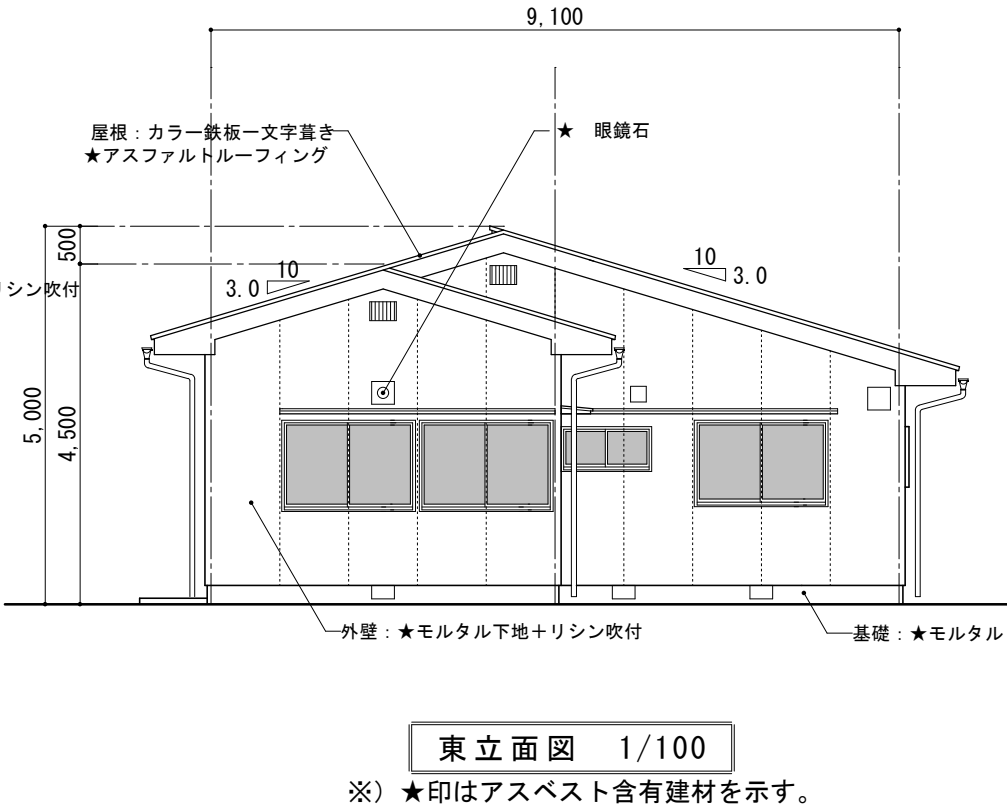
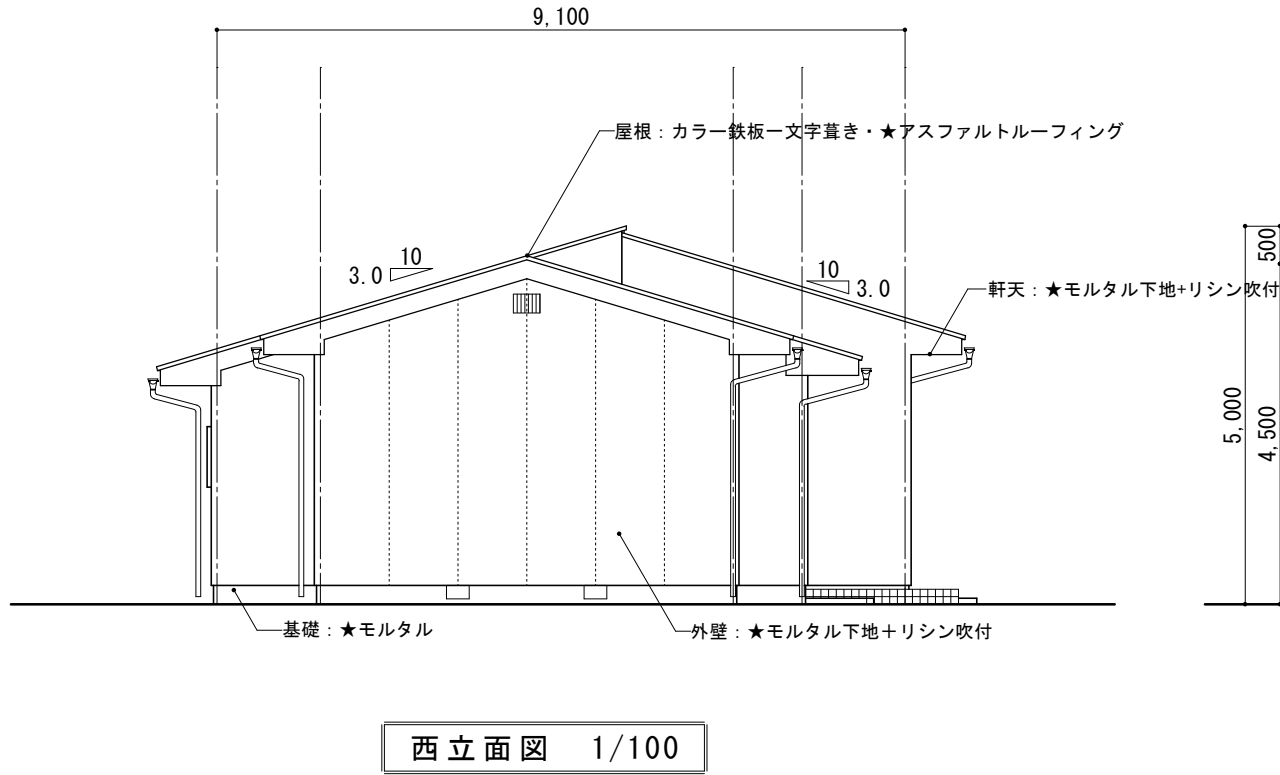
アスベスト含有材: ★

構造及び外部仕上

構 造	木造
床 面 積	98.4㎡
屋 根	長尺カラー鉄板 ★アスファルトルーフィング
軒 天	リシン+★モルタル塗り
外 壁	リシン+★モルタル塗り
建 具	アルミサッシ
基 礎	コンクリート布基礎★モルタル
犬走り	モルタル塗り
備考	★眼鏡石（煙突穴）

内部仕上

	便所	ホール
天井	壁紙+石膏ボード	壁紙+石膏ボード
壁	壁紙+石膏ボード	壁紙+石膏ボード
床	クッションフロアシート	クッションフロアシート
	集会室	床の間
天井	板張り	板張り
壁	じゅらく+モルタル塗り	じゅらく+モルタル塗り
床	たたみ	板張り
	押入	実習室
天井	板張り	石膏ボード
壁	板張り	壁紙+石膏ボード
床	板張り	クッションフロアシート
	玄関	学習室
天井	壁紙+石膏ボード	化粧石膏ボード
壁	壁紙+石膏ボード	壁紙+石膏ボード
床	せつ器質タイル+モルタル塗り	カーペットタイル
巾木	せつ器質タイル+★モルタル塗り	—



外 観 写 真



①南側より



②東側より



③西側より



④外物置廻り



⑤外周L型擁壁廻り1



⑥外周L型擁壁廻り2



⑦入口コンクリート蓋配置廻り



⑧給湯器廻り



⑨入口廻り



⑩建物付近電柱



⑪西側道路



⑫南側道路

内 観 写 真



⑬東側道路



⑭玄関廻り



⑮集会室1



⑯集会室2



⑰集会室3



⑱学習室1



⑲学習室2



⑳実習室1



㉑実習室2



㉒実習室3



㉓トイレ1



㉔トイレ2